

厚生労働省発職 0909 第1号

令和4年9月9日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正関係）要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正関係）要綱

第一 雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化

事業主の責務として、障害者である労働者の能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことに加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を行うことにより、その雇用の安定を図るよう努めなければならないものとする。 （第五条関係）

第二 障害者雇用と障害者福祉の連携の促進

一 公共職業安定所における適性検査、職業指導等

公共職業安定所及び障害者職業センターは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する就労に関する適性、知識、能力の評価等を行う就労選択支援を受けた者から、その評価等の結果の提供を受けたときは、当該結果を参考として、適性検査、職業指導等を行うものとする。 （第十二条第二項関係）

二 障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターの業務の追加

障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターは、就労支援事業者（障害者総合支援法に規定する就労選択支援及び就労移行支援を行う事業者をいう。）その他の関係機関及びこれらの職員に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、研修等その他の援助を行うこととする。こと。（第二十条及び第二十二条関係）

第三 障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進

一 雇用義務等に関する規定における対象障害者である労働者の数の算定に当たっては、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある労働者をいい、当該算定に係る事業主から障害者総合支援法に規定する就労継続支援であつて厚生労働省令で定める便宜を供与するものを受けている者を除く。）は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数に相当する数の対象障害者である労働者に相当するものとみなすこととする。こと。（第七十条及び第七十一条関係）

二 国及び地方公共団体の対象障害者である職員の数の算定についても、一と同様とすること。（第六十条九条関係）

三 一の改正に伴い、特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を特定短時間労働者として雇い入れる事業主又は対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金の支給を廃止するものとする。 (第四十九条第一項第一号の二関係)

第四 障害者雇用の質の向上の推進

一 納付金関係業務の拡充

納付金関係業務として、加齢に伴って生ずる心身の変化により職場への適応が困難となった対象障害者である労働者の雇用の継続のために必要となる当該労働者が職場に適応することを容易にするための措置に要する費用及び対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の事業に要する費用に充てるための助成金の支給を行うこととする。

(第四十九条第一項第四号ロ及び第七号の二関係)

二 障害者雇用調整金及び報奨金の支給

1 障害者雇用調整金の支給に当たって、支給対象となる事業主の雇用する対象障害者である労働者

の数が政令で定める数を超える事業主については、当該政令で定める数に単位調整額を乗じて得た額に、当該超える部分の数に厚生労働省令で定める金額を乗じて得た額を加えた金額を支給することとする。 (第五十条第一項関係)

2 報奨金の支給に当たって、支給対象となる事業主の雇用する対象障害者である労働者の数が厚生労働省令で定める数を超える事業主については、当該厚生労働省令で定める数に単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額を乗じて得た額に、当該超える部分の数に厚生労働省令で定める金額を乗じて得た額を加えた金額を支給することとする。 (附則第四条第三項関係)

第五 その他

一 有限責任事業組合の算定の特例

申請に基づき厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該特定事業主が雇用する労働者を当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所を当該特定組合等の事業所とみなす特例の対象となる事業協同組合等に、有限責任事業組合契約に関する法律に規定する有限責任事業組合を追加すること。 (第四十五条の三関係)

二 在宅就業支援団体の要件

在宅就業支援団体の要件として、常時十人以上の在宅就業障害者に対して、実施業務の全てを継続的に実施していることとされていることを常時五人以上と、従事経験者が二人以上であることとされていることを従事経験者を置くこと等とすること。（第七十四条の三第四項関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 施行期日等

一 施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項については、それぞれ次に定める日から施行すること。

1 第一、第二の二の一部並びに第五の一及び二 令和五年四月一日

2 第二の一及び第二の二の一部 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める

日

二 経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

三 検討規定

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の法律の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
こと。